

下川町議会は変わります

(☆ 新しい制度・取り組み) (○ 内容が変更になる制度・取り組み)

※見出しにある番号は下川町議会基本条例の条例番号です

○議長・副議長の所信表明 (第9条)

改選後の初議会で議長と副議長の選挙を行うとき、議長ならびに副議長の候補者の所信を公開し、選出過程の透明化を図ります。

☆通年議会 (第8条)

1年間を一会期とし議長が議会を開会します。「定例会」は「定例会議」、「臨時会」は「臨時会議」に変更され、議員は会期や日程に関わらず常任委員会の開催などの議員活動を行うことができます。

☆議会環境の整備 (第16条)

町民が議員になって活動することに意欲をもち、また議員として活動しやすい議会環境の整備に努めます。

☆災害等への対応 (第11条)

議会は、災害等が発生した時は、下川町議会災害等対策連絡会議を設置することができます。

○一般質問 (第19条第3項)

議員と町長等との質疑応答については、一問一答方式で行います。

☆議会白書と公表 (第18条)

1年ごとに議会と議員の活動内容を「議会白書」にまとめ、自己評価し、公表します。